

津市監査委員告示第10号

平成28年9月30日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、同年11月22日付けで下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成28年11月28日

津市監査委員 高 松 和 也
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 安 藤 友 昭
津市監査委員 青 山 昇 武

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求書は、平成28年9月30日に受理した。

2 請求人の住所・氏名

津市 正 次 幸 雄

3 請求の概要

本件監査請求書、事実を証する書面、平成28年10月17日付けで提出された変更申立書及び平成28年11月7日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 主張の要旨

市は、一般社団法人津市観光協会（以下「協会」という。）へ交付していた津市観光協会事業補助金（以下「協会補助金」という。）の用途を平成24年度までは、法人会計、公益事業会計、収益事業会計の3会計に充当することを認めていた。

市は、平成25年度は、協会補助金はより公益的な事業に利用してもらうため、公益事業のみに協会補助金を充当するとの方針を決め、協会と協議した結果、協会は公益事業会計のみに協会補助金を充当することとした。

協会は、平成25年度の協会補助金も平成24年度の補助金交付額の5,350万円と同額を満額取得するため、「平成25年度一般社団法

人津市観光協会公益事業会計予算書（案）」に、本来収益事業会計で執行しなければならない経費（平成24年度は、収益事業会計に計上していた支出経費）を公益事業会計に組み替え、平成25年度の協会補助金の交付申請書を市に提出した。結果、市から平成24年度と同額の補助金額である5,350万円を取得した。

協会は、「平成25年度一般社団法人津市観光協会事業補助金交付申請書」の作成に当たって、法人税法施行令第5条第1項及び第6条の規定に違反していることを知りながら、収益事業会計で処理すべき支出経費を公益事業会計に計上替えし、協会補助金をだまし取ったのは不法行為である。また、協会補助金は、より公益的な事業に利用してもらうという市の補助金交付目的に違反している。

なお、平成25年度の収益事業会計には、諸収入として、物品販売業と問屋業に物品の売上げの収入が計上されており、収入は収益事業会計へ、支出の諸経費は公益事業会計に計上するという、大変不合理な会計処理を協会は行っている。

そして、協会は平成26年度でも平成25年度と同様の方法で協会補助金をだまし取ったものと思われる。

なお、請求人が主張する「本来収益事業会計で執行しなければならない経費（平成24年度は、収益事業会計に計上していた支出経費）」について、本件監査請求書の中で具体的な経費の内容が明確にはされていないが、請求人の意見陳述によれば、具体的には津駅前観光案内所（以下「観光案内所」という。）の運営に係る経費との主張であった。

(2) 求める措置の内容

協会は、平成25年度と平成26年度の協会補助金の交付申請書の提出に当たって、協会補助金の交付を多く受けることを目的に、収益事業の支出経費を公益事業に計上替えし、補助対象事業費の水増しを行った。

津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「補助金規則」という。）第15条（決定の取消し）第1項第1号「偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。」の規定に該当し、市は、平成25年度と平成26年度の損害賠償請求権の行使を怠っていることから、補助金規則の規定に基づき、平成25年度と平成26年度に交付した協会補助金1億700万円について、市は交付決定を取り消し、受けた損害の賠償を平成25年度及び平成26年度の協会補助金の交付決

定、交付確定に係る最終決裁者又は協会に求めるとともに刑事告訴せよ。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めるときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を商工観光部観光振興課とし、関係書類の提出を求めた。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、商工観光部観光振興課が提出した関係書類、陳述の内容により確認した事実の概要は、次のとおりである。

平成25年度及び平成26年度の協会補助金は、津市商工業振興等関係補助金交付要綱（平成18年津市訓第152号）に定める「観光事業の振興を図り、産業経済の発展向上に資する。」を交付目的とし、協会に支出されたものである。

平成25年度の協会補助金について、商工観光部観光振興課は、平成25年4月1日付けで、協会会長から「平成25年度一般社団法人津市観光協会事業補助金交付申請書」の提出を受けた。平成25年度の協会補助金は、協会の法人会計、公益事業会計、収益事業会計の3会計のうち、公益事業会計に対し5,350万円の交付申請がなされた。

平成25年度の協会補助金に関して、補助金規則第4条の規定に基づき補助金の交付決定をするため、平成25年4月1日付けで「平成25年度津市商工業振興等関係（津市観光協会事業）補助金交付決定について（伺い）」が決裁された。

平成26年3月31日付けで、商工観光部観光振興課は、協会会長から「平成25年度津市観光協会事業実績報告書」の提出を受けた。当該実績報告書の提出を受け、補助金規則第13条の規定に基づき平成25年度の

協会補助金の交付すべき額を確定するため、平成26年3月31日付けで「平成25年度観光協会事業補助金の交付確定について（伺い）」が決裁され、5,350万円が交付確定された。

平成26年度の協会補助金について、商工観光部観光振興課は、平成26年4月1日付けで、協会会長から「平成26年度一般社団法人津市観光協会事業補助金交付申請書」の提出を受けた。平成26年度の協会補助金は、協会の法人会計、公益事業会計、収益事業会計の3会計のうち、公益事業会計に対し5,350万円の交付申請がなされた。

平成26年度の協会補助金に関して、補助金規則第4条の規定に基づき補助金の交付決定をするため、平成26年4月1日付けで「平成26年度津市商工業振興等関係（津市観光協会事業）補助金交付決定について（伺い）」が決裁された。

平成27年3月31日付けで、商工観光部観光振興課は、協会会長から「平成26年度津市観光協会事業実績報告書」の提出を受けた。当該実績報告書の提出を受け、補助金規則第13条の規定に基づき平成26年度の協会補助金の交付すべき額を確定するため、平成27年3月31日付けで「平成26年度観光協会事業補助金の交付確定について（伺い）」が決裁され、5,350万円が交付確定された。

2 結論

監査の結果、本件監査請求は、適法な監査請求であるとは認められないものと判断した。

したがって、本件監査請求に係る財務会計行為については監査の対象とすることはできないものとした。

3 結論に至った理由

法第242条第1項に基づく監査請求は、地方公共団体の長又は職員等による違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に財産の管理等を怠る事実があると認めるときは、これらの行為又は怠る事実によって当該地方公共団体が被った財産上の損害の補填のため、又は損害を被ることを防止するための必要な措置を講ずべきことを請求することができるものである。

そして、違法又は不当な財務会計上の行為について、同条第2項は「当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したとき」は、正当な理

由がある場合を除き「これをすることができない」と定められており、この期間制限の趣旨は、たとえ違法・不当な財務会計上の行為であったとしても、これをいつまでも監査請求あるいは住民訴訟の対象になり得る状態に置くことは、法的安定性を損ない好ましくないためであるとされている。
(昭和63年4月22日最高裁判所判決)

そこで本件監査請求についてみると、本件監査請求は平成25年度及び平成26年度に市が交付した補助金を対象として措置を求めているものであるが、平成25年度の協会補助金の交付確定日は平成26年3月31日、精算日は同年5月19日であり、また、平成26年度の協会補助金の交付確定日は平成27年3月31日、精算日は同年5月21日となっていることから、本件監査請求に係る措置請求書の提出は、平成25年度及び平成26年度の協会補助金に係る財務会計上の行為の日から、いずれも1年を経過した後になされたものであると認められる。

さらに、財務会計上の行為から1年を経過して本件監査請求がなされたことについて、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるか否かを判断すると、「正当な理由」の有無は、特段の事情がない限り、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに、客観的にみて当該行為を知ることができたと解される時点から「相当の期間」内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。(前掲昭和63年4月22日最高裁判所判決)

平成25年度及び平成26年度の協会補助金のうち、平成25年度の協会補助金について、本件監査請求の請求理由となっている、観光案内所の運営経費が収益事業会計から公益事業会計に計上替えされたという点については、平成26年9月16日から同月20日にかけて開会された津市議会決算特別委員会において、同月18日から同月19日にかけて質疑された経緯があり、同委員会は原則公開のもと開会されていたものであるとともに、市のホームページにおいても同委員会の模様はライブ中継が行われていることから、請求人は遅くとも当該質疑がなされた日には、本件監査請求をするに足る程度に、平成25年度の協会補助金の内容を知ることができたと解することができる。また、平成26年度の協会補助金についても、平成25年度と同様に、観光案内所の運営経費は公益事業会計に計上された上で、協会から補助金交付申請がなされており、同委員会で質疑のあった時点で、平成26年度の協会補助金についても情報公開請求等によ

り調査を行えば、本件監査請求をするに足る程度に、その内容を知ることができたものと解されることから、同委員会での質疑の日が「地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに、客観的にみて当該行為を知ることができた」と解され、よって、本件監査請求が平成25年度及び平成26年度の協会補助金に係る財務会計上の行為の日から、1年を経過してなされたことについて、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められないものである。

以上の理由から、本件監査請求は、法第242条第2項に定める期間を徒過してなされたものとして、不適法なものであると判断した。

以上